

枝幸町新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針

枝幸町新型コロナウイルス感染症対策本部

1 目的

新型コロナウイルス感染症に対して、国や北海道の感染予防対策に基づき、町内における感染予防と感染の拡大防止を図るため、新型コロナウイルスの感染が収束するまでの間、町又は町民が行う対策に関し、基本的な方針を定める。

2 感染の予防・防止

感染の予防・防止には、多数の人を集めないこと、大人数の場所には集まらないこと、そして不特定多数の人が集まる場所への不要不急の外出はしないことが重要である。

新型コロナウイルスの集団発生防止の観点から、国が示す「新しい生活様式」を意識して、(1)換気の悪い密閉空間「密閉」、(2)多数が集まる密集場所「密集」、(3)間近で会話や発声をする密接場面「密接」、の3つの「密」が重ならないよう工夫することとする。

① 感染予防の徹底

新型コロナウイルスの予防には、手洗い・手指消毒が大切であり、十分有効とされている。外出先からの帰宅時や食事の前など、こまめな手洗い等を徹底する。また、ソーシャルディスタンスや室内の換気などにも留意し、マスクを着用する。

風邪などの症状や発熱等が認められる場合は、外出を控え、早めの相談・受診に努める。

② 健康の保持

普段から、栄養バランスの取れた食事と十分な睡眠など規則正しい生活を心がけ、3つの「密」を避けながら、散歩や軽い運動などを実践し免疫力を高めるよう行動する。

③ 懇親会・会食

懇親会・会食等を行う場合には、時間短縮や参集範囲等規模の縮小、人との間隔を空けるなど飛沫を防ぐ工夫をし、感染予防には十分留意するものとする。

④ 町外他地域との往来

感染が拡大している地域や行動制限が要請されている地域との不要不急の往来等は、国や北海道の対応方針に準じる。なお、当面の間、町外他地域との往来の際も、マスクの着用など感染防止対策を徹底するものとする。

⑤ 本人の感染が判明した場合等の対応

感染した場合は、保健所の指示に従い対応をとるものとし、同居家族等への感染拡大の防止に努めるとともに、速やかに感染の可能性のある者(同居家族以外)や勤務先に連絡する。

⑥ 濃厚接触者等になった場合の対応

濃厚接触者(同居家族が感染者)となった場合は、手洗いや咳エチケット等を徹底するとともに保健所の指示に従う。また、PCR検査が陰性であった場合でも、感染者と最後に接触した日の翌日から7日間は、自宅待機を原則とし、検温を行うなど常に健康状態に注意を払い(健康観察)、その対応等については、保健所の判断を仰ぐ。

感染の可能性のある者(同居家族以外が感染者)となった場合は、手洗いや咳エチケット等を徹底するとともに感染者と最後に接触した日の翌日から7日間は、自宅待機を原則とし、検温を行うなど常に健康状態に注意を払う。

⑦ 感染者から連絡を受けた場合の対応

感染者から「感染の可能性がある」と連絡を受けた場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から7日間の自宅待機を原則とし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行う。

また、従業員等から「感染した」との連絡を受けた勤務先は、北海道が示す手順に沿って、発症日、調査対象期間を感染者から聴き取りの上、その他の従業員等へのリストアップを行う。新たに「感染の可能性のある者」が生じた場合はその従業員等に自宅待機等を要請する。

⑧ 自宅待機者への支援

町は、保健所の指示などにより自宅待機をしている町民に対し、食料や生活物資、衛生用品等を無料で支給する「自宅待機者支援事業」を実施する。

⑨ 新型コロナウイルス感染症の検査体制

枝幸町国保病院の発熱外来により、風邪症状がある町民に対し、PCR検査を実施し、早期の感染での拡大を防止する。

また、町は、状況により他に必要な支援を行い、感染の拡大防止に努める。

⑩ 事業所で感染者が確認された場合の消毒作業

感染者の勤務していた場所や使用していた共用物品を、できるだけ換気を行い、アルコール等で噴霧をせずにふき取る。

※場 所：机がある部屋（少なくとも半径 2m程度の範囲）、休憩室、喫煙所、トイレ、ロッカールーム、会議室、階段の手すり、エレベーターのボタン、
※共用物品：コピー機、社用車

3 会議・イベント等への対応

① 町主催の会議等の制限

町主催（共催を含む）の会議・イベント等は、町内の感染状況によっては、中止か延期、または書面での開催とし、法律等の規定などによりやむを得ず開催する場合でも書面会議が可能かを検討する。

② 町民や各種団体等主催の会議等の制限

町民や各種団体等主催の会議・イベントは、町内の感染状況によっては、中止または延期を依頼する。この場合においては、各施設の休館等と併せて周知する。

③ 会議を開催する場合の対応

町、または町民や各種団体等が会議を開催する場合は、参加人数、参加者の特性・年齢層、会場の場所等を考慮し、3つの条件（換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発声をする密接場面）が同時に重ならないよう、感染防止に万全な配慮をし、次の対策を行う。

○感染源の持ち込み防止

- ・ 風邪の症状がある方には、会議等への参加自粛の要請をする。
- ・ 会場入り口に手指消毒用アルコールを設置する。
- ・ 石けんによる手洗いを促す。

○感染ルートの遮断

- ・ 会議等の最中は、咳エチケットとしてマスクの着用の徹底を促す。
- ・ 会議中の適度な換気（少なくとも1時間に1回）、終了後の十分な換気を行う。
- ・ 可能な限り、座席の間隔（互いに手を伸ばしても届かない距離）を空け、座席の前面等にアクリル板などを設置する。

4 公共施設における感染予防

① 児童福祉施設関係での対応

- ・ 各保育所、学童保育所及び南宗谷子ども通園センター（以下「保育所等」という。）は、原則開所する。また、他の施設は町内での感染の状況を踏まえて、休館を判断する。
- ・ 保育所等においては、町内での感染が確認されている間は、可能な限り、家庭保育をお願いし、保護者の仕事の状況等によりやむを得ない場合のみ保育を受け入れる。
- ・ 保育所等の施設では、「密閉空間」「近距離での会話・発声」「密集」となる活動をできるだけ避け、手指消毒用アルコールの設置やマスクを着用し、手洗い、適度な換気を励行するものとする。
- ・ 保育所等を利用する場合は、利用前に自宅で子どもの体温を計測し、咳や発熱等の風邪の諸症状が認められる場合は利用できないものとする。

② その他の施設での対応

- ・ 児童福祉施設以外の施設（医療機関を除く。）は、町内での感染の状況を踏まえて、休館を判断する。ただし、開館する場合は、施設の特性に応じて、一部利用制限を掛けることがある。
- ・ 開館する施設は、「密閉空間」「近距離での会話・発声」「密集」となる活動をできるだけ避け、手洗いやマスクの着用、手指消毒用アルコールの設置や適度な換気を励行し、あわせてソーシャルディスタンスの取組みも行うものとする。
- ・ 咳や発熱等の風邪の諸症状が見られる場合は、利用できないものとする。
- ・ 利用者は、感染予防、感染拡大防止に関し、施設の取組みに協力をするもの

とする。

5 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別等の禁止

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、差別や偏見、誹謗中傷などの行為は、決してあってはならず、許されるものではない。

感染者や濃厚接触者、その家族に対する偏見や差別による人権侵害につながるような行動はしない。

また、偏見や差別を助長するような情報を発信しないほか、デマや噂などの不確かな情報には惑わされない。

6 関連資料

この方針を推進するにあたり、各事項に関し定められた資料等を枝幸町ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」に掲載する。

7 方針の改正について

この方針は、国内及び道内の新型コロナウイルス感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

参 考

1 関連資料

枝幸町のホームページに次の情報を掲載しています。

- 《新型コロナウイルス感染症について》
- 《【無症状の方対象】新型コロナウイルス検査費用助成事業》
- 《新型コロナウイルス感染防止に係る緊急メッセージ》
- 《枝幸町新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針について》
- 《緊急事態宣言解除に伴う町内各施設の対応について》
- 《枝幸町新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う会議・イベントの対応について》
- 《枝幸町新型コロナウイルスに関する相談窓口》
- 《枝幸町新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の相談窓口》
- 《北海道スタイルプラス2の実践をお願いします》
- 《感染予防のための消毒方法》
- 《ご家族に感染が疑われる方がいる場合》
- 《新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別はやめましょう！》
- 《新型コロナウイルス感染症の影響を受ける皆様へ》

2 改正履歴

策定	令和2年 4月 8日	改正	令和2年 11月 27日
改正	令和2年 4月 17日	改正	令和2年 12月 11日
改正	令和2年 5月 15日	改正	令和2年 12月 25日
改正	令和2年 5月 26日	改正	令和4年 2月 9日
改正	令和2年 6月 19日		
改正	令和2年 7月 28日		
改正	令和2年 8月 26日		
改正	令和2年 9月 18日		
改正	令和2年 11月 17日		